

第2回古平町議会臨時会 第1号

平成24年5月9日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第17号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
〔平成23年度古平町一般会計補正予算（第7号）〕
- 5 議案第18号 平成24年度古平町一般補正予算（第1号）
- 6 議案第19号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例の一部を改正する条例案〕
- 7 議案第20号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案〕
- 8 議案第21号 平成24年度町道清丘1号線道路改築工事請負契約の締結について
- 9 議案第22号 平成24年度旧古平小学校解体工事（校舎）請負契約の締結について
- 10 議案第23号 平成24年度市街地東部（多目的運動広場）整備工事請負契約の締結について

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝統君	1番	鶴谷啓一君
2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本間順司君
副町	長	田口博久君
総務課	長	小玉正司君
会計管理者		白岩豊君
財政課	長	三浦史洋君
民生課	長	佐々木容子君

保 健 福 祉 課 長	佐 藤 昌 紀 君
産 業 課 長	村 上 豊 君
建 設 水 道 課 長	本 間 好 晴 君
幼 児 セ ン タ ー み ら い 所 長	宮 田 誠 市 君
教 育 次 長	山 本 耕 弘 君
総 務 係 長	五 十 嵐 満 美 君
財 政 係 長	高 野 龍 治 君
土 木 係 長	関 口 央 昌 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 克 禎 君
議 事 係 長 兼 務 総 務 係 長	和 泉 康 子 君

開会 午前10時00分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成24年第2回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、8番、真貝議員及び9番、工藤議員のご両名をご指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成23年度2月分、3月分の例月出納検査結果、平成24年北後志消防組合議会第1回定例会結果、平成24年北後志衛生施設組合議会第1回定例会結果、平成24年後志教育研修センター組合議会第1回定例会結果の4件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第17号

○議長（逢見輝続君） 日程第4、議案第17号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて〔平成23年度古平町一般会計補正予算（第7号）〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第17号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月末日をもって町長において専決処分をしたものでございます。

まず、記としまして、専決処分、平成23年度古平町一般会計補正予算（第7号）。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,298万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正及び地方債の補正につきましては、第1表、第2表に記載してございます。

本件につきましては、起債、過疎債の部分で3月末日というか、3月の実績をもちまして精査したものがございます。そこで起債の限度額につきまして20万円の追加が必要になったこと、それに基づく補正でございます。

それでは、いつもは歳出のほうからなのですが、今回は歳入のほうから説明させていただきます。議案の7ページ、8ページをお開きください。19款諸収入、4項雑入、2目雑入9万円を減額いたしまして、2,831万8,000円とするものでございます。これにつきましては、下にあります町債の部分とあわせまして財源調整ということで9万円を減額させていただきます。その他収入合計112万6,000円でございます。

続きまして、20款町債、1項町債20万円を追加いたしまして、2億3,195万5,000円とするものでございます。

2目民生債、2節高齢者支援事業債でございます。ここで10万円起債の金額が多く借りれるということになりました。高齢者自立生活食の自立支援事業債でございます。具体的には、配食サービスでございます。配食サービスの部分の3月までの実績をとらえまして、そこから利用者の負担金なり職員分の部分を引きました。結果的に起債の対象としまして269万円ほど対象になりましたので、10万円単位ということで260万円を計上したわけでございます。

続きまして、3目衛生債、こちらも10万円追加しまして、1600万円にするものでございます。3節肺炎球菌ワクチン予防接種事業債10万円増額ということで、合計50万円ということでございます。こちらも3月までの実績を踏まえまして、町の単独分、5歳以上9歳までの部分のワクチン接種量にワクチン単価を掛けます。起債対象としましては52万2,500円ほどですので、10万円単位ということで50万円を計上させてもらったところでございます。

次に、歳出です。9ページ、10ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、11目介護予防生活支援対策費、補正はゼロでございますが、地方債が10万円ふえたということで、財源内訳のほうで地方債の部分を10万円ふやし、差し引き一般財源を10万円減らした財源更正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健事業費でございます。こちらも補正額ゼロでございます

が、財源内訳の変更ということで、地方債を10万円ふやし、一般財源をうろこの10万円としたものでございます。

続きまして、13款諸支出金、1項基金費、1目基金費、現計に11万円を追加いたしまして、2億2,291万円にするものでございます。こちらは、積立金のほうに財政調整基金に10万円増額いたしまして2億1,360万円、また土地開発基金積立金に1万円増額しまして570万円にするものでございます。

ページ戻りまして、6ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。先ほど歳入の部分で申し上げましたとおり、自立支援の食の自立支援の部分で10万円追加しまして、260万円の借り入れができるようにします。

そして、肺炎球菌ワクチン予防接種事業債としまして10万円追加しまして、50万円を借り入れられるような限度額を設定したものでございます。

以上、提案理由の説明終わりましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） ページ数は8ページ、肺炎球菌ワクチンの予防接種事業なのですけれども、平成23年度でやめてしまったことなのですけれども、改めてこの事業について説明お願いできますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 事業の説明といたしますと、ワクチンの話でしょうか、それとも事業の背景の話でしょうか。

（「この事業そのものです」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 児童の肺炎球菌を予防するワクチンの接種事業であります。それで、国のほうの基準では5歳までが対象なのですけれども、町の単独事業としてさらに有効と思われる年齢まで拡大しまして実施しております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて〔平成23年度古平町一般会計補正予算（第7号）〕を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第18号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第18号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第18号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第1号）にいて提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましては、保育所に通う児童ということで、町外、具体的には余市町のほうで親御さんが働いていまして、余市町の保育園に入りたいということでの追加補正でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に112万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億1,312万円とするものでございます。

予算補正につきましては、第1表に記載してございます。

それでは、中身についてご説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。歳出、3款民生費、2項児童福祉費、2目幼児センター費、それぞれ112万円を追加いたします。3,571万8,000円とするものでございます。これにつきましては、保育所広域入所負担金ということで、4月から3月までの年間所要額、1歳児のお子さんです、に係る余市町の保育所に係ります保育運営費につきまして支出するものでございます。年間所要額111万9,060円でございます。端数切り上げまして112万円の追加補正をお願いするところでございます。

戻りまして、歳入、16ページ、17ページでございます。保育所の運営費につきましては、国が2分の1、道が4分の1の負担金がございます。具体的には、保育所に支払います112万円からいただく保育料を引きまして、それに対して2分の1、4分の1ということでございます。この方については階層的に保育料かからない階層でございましたので、110万円を2分の1、4分の1にするところでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、それぞれ55万9,000円追加いたしまして、民生費負担金1億8,411万7,000円とするものでございます。5節児童福祉費負担金を新設いたしまして、55万9,000円を計上したところでございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、それぞれ27万9,000円を追加いたしまして、民生費負担金1億2,282万4,000円とするものでございます。7節児童福祉費負担金27万9,000円を追加いたすものでございます。

19款諸収入、4項雑入、2目雑入、それぞれ28万2,000円を追加いたしまして、雑入を3,711万4,000円とするものでございます。雑入の内訳、その他収入に28万2,000円を増額しまして、64万7,000円とするものでございます。国と道の分を差し引いた残りを一般財源で町が持つというものでございます。

以上が提案理由の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 副町長、保育所の広域入所なのですけれども、その町の保育所の規模とか

によって保育単価で古平とこういうやりとりがあるのでしょうけれども、親の都合でその保育所の保育料の料金体系で支払っているながら、自治体間でこういうやりとりがあるというのはどうも合点がいかない気がするのです。役所側の取り決めみたいなものなのだろうけれども、広域入所なら広域入所らしく、保育料を支払っている段階で終わらせてしまって、役所間のこういうやりとりをなくする方向で話し合いというか、作業は進められていないのでしょうか。どうも合点がいかないのです。

○副町長（田口博久君） 今の合点がいかないという部分の論点がちょっと私はっきりのみ込めていないのですけれども、基本的にこうして広域入所をした場合でも古平町の定めている保育料が今うちでお支払いする保育単価を上回るということはないという設定の仕方。ですから、確かに古平町の保育料は古平町の保育所を基準にした国で定める徴収基準額をベースに設定はしております。上のほうの階層を切ったりはしています。あるいは、若干減額とかしていますけれども、その中で保育単価限度という表現をしている階層もあります、高いところは。その部分については保育単価を上回ることはない。したがって、問題はないという言い方おかしいですけれども、そもそもは福祉の制度、ちょっと長くなってもいいですか。

（「いや、短く」と呼ぶ者あり）

○副町長（田口博久君） 福祉の制度論まで入っていかないと今の答えが導き出せないと思います。ですから、今財政課長説明しましたように、この方については保育料はゼロですというご説明をいたしました、所得階層が低いので。ですから、保育料ゼロであっても保育所に対しては経費がかかるので、町としては保育に関する経費を支払わなければならない。これが直営でなく当然に民間の保育所というふうを考える。今回のケースも実際民間の保育所なのですけれども、そう考えると当然にその運営費を町はお支払いしなければならない。そのお支払いする額が国で定めた保育単価、今のこの1歳児のケースでいきますと1カ月9万何がしです。ですから、1カ月9万何がしをお支払いするわけです。それに対して、保護者さんの所得に応じて、これが最近の福祉と違う。最近の福祉といいますのは一律1割とか2割とかという、それも所得に応じての限度額ありますけれども、そういういただき方ではなくて、ゼロもあり得る。今のこのケースのように保育料はゼロもあるし、収入がある方については極端な話保育単価限度の9万円まで最大、国の基準額の中で9万円というのがあるかどうかはわかりませんが、近いところまで負担能力のある方には負担していただきましょう、逆に負担能力のない方はゼロでもいいです。残りは国、道、町が負担しますという福祉の制度上の考え方です。ですから、そういった応能負担といいますか、そういう福祉の制度の考え方に基づいて保育料を設定していて、最大限が保育単価までということですので、各町村ごとにやりとりがなくなるとかということにはなっていない。よその町の施設にお願いする以上は、そこに古平町が保育単価、余市町が余市町内の民間の施設に児童の保育の実施をお願いしたとしても、同じ額だけその施設には余市町が支払う、古平町も同じ額だけ支払う、そういうシステムというか、形になっております。そして、保護者、サービスを利用する方の所得、能力に応じてその費用を負担していただくという考え方ですので、現行の制度のまま進めていくことになります。

○8番（真貝政昭君） 利用する側からすれば、それと保育所からすれば、今保育料がゼロという

方が入所されたでしょう。そうしたら、余市でも保育料はゼロということだから、利用する側からすればどこに住所を置いているかの違いだけで自治体間のこういうやりとりがあるということなのだけれども、広域入所のあり方ってもっとさっぱりと、どこを利用しても自治体間のこういう負担のやりとりが無いというふうにしたほうが一番広域らしいあり方でないかと思うのですが、まどろっこしい計算をしてこういうやりとりをするのではなくて、双方の町側も利用者が利用しやすいやり方をするためにはこういう複雑なやりとりをしなくてもいいような形が一番正しいあり方でないか、そういう観点から、合点がいかないというか、改善点ではないかという気がするのですけれども。

○副町長（田口博久君） 国レベルの問題になってくると思いますが、介護、特養とかが結局はそういう形に移行してきたわけですよ。ですから、施設のある町の負担をなくするよという事で介護保険の制度をつかって、皆さんが費用を負担して。そして、保育所も昔は措置という言い方をしていました。今は保育の実施という表現をしておりますけれども。ですから、補助金も今は保育所運営費負担金ですけども、昔は措置費負担金と言っていました。措置という考え方は、今の保育の実施もそうですけれども、町長が必要と認めて、保育に欠ける子供を保育所で保育するという考え方です。それに対して、今の介護とかの制度は個別契約の考え方です。ですから、今真貝議員さんおっしゃっている考え方というのは個別契約、施設を自分が選んで、その間に市町村が入らないで個別に自分が利用する施設を選んで、そして費用負担してという形になってこようかと思えます。そうすると、裏の財源についてどうするかという問題、今のままでやると施設のある町村の負担がふえてくる。町村のやりとりが無いという考え方をするとそういうことになるかと思えます。ですから、新たな保育所制度、保育はだれがするのか、国がするのかといったことまで含めた、そして費用負担ですね、利用者からどのように費用をいただくのかといった大きな制度改革が必要ではないかなというふうに考えます。

○8番（真貝政昭君） 了解しました。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 平成24年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第19号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第19号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて〔古平町税条例の一部を改正する条例案〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第19号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、古平町税条例の一部を改正する条例でございます。国会のほうで地方税法の改正につきまして24年3月30日に成立、公布が24年3月31日ということで、これに基づきまして税条例を改正するもので、議会を招集するいとまがなかったということで、今回報告し、承認を求めるものでございます。

記といたしまして、専決処分（第2号）、古平町税条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。

内容の説明の前に、大きな項目について説明させていただきます。国会で3月末日に公布されました正式名称、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律につきましていろいろな改正があるわけでございます。全体としまして4点申し上げたいと思います。まず、土地の税制につきまして、今回平成24年度は評価替えの時期でございます。固定資産税につきましては、土地につきましては負担調整措置は原則として現行の仕組みを3年延長するというので、これまで21年度から3カ年度だったのが24年から5、6ということの3カ年度で、このような改正でございます。また、住宅用地特例ということで、家の建っている部分、200平方メートル以下の部分は6分の1に見ると、また200平方メートル以上の部分は3分の1を掛けるということで、そういう特例措置についてもこれまでどおり継続するというのでございました。ただし、不公平是正の観点から住宅用地に係る据え置き特例というものがございます。この辺について経過的な措置を講じた上、26年度に廃止するものでございます。

第2点としましては、具体的には公共下水道につないで使用している下水道の除害施設というか、害になる部分を下げるといふ、そういう施設的なもの、また雨水貯留浸透施設ですか、というものについて国のほうで軽減の割合を今まで決めておりました。4分の3とか3分の2、これを幅を持たせて市町村独自にその中で決定しなさいということで、うちの町もこれを条例化する必要が出てきましたので、提案するものでございます。

第3点としましては、社団法人、財団法人で公益と一般に分かれると思うのですが、一般の部分で特定移行一般社団法人等に関するものでございます。その社団法人、財団法人が図書館、博物館、幼稚園を設置する場合に固定資産税の非課税措置をしましよというので、それが追加になります。

最後、第4点としましては、こちらのほうは法律的には去年、平成23年の12月14日に公布になっております地方税法の一部を改正する法律に基づきまして措置するものでございます。内容としましては、大震災の被災者の住宅ローン控除の特例という部分を追加するというものでございます。

今回提案したのは、24年4月1日に施行しなければ間に合わないということでしたので、今回町長において専決処分いたしまして、報告するものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。説明資料をお出してください。めくっていただきまして、1ページでございます。順にご説明いたします。左側、改正後の第54条の第7項の部分です。7という数字の部分です。ここで1行目に下線引いております施行規則第10条の2の10、これまでは2の11だったものを繰り上げるものでございます。これにつきましては、昨年12月に改正されました地方税法の施行規則で1条繰り上がったということで、そのまま繰り上げて11を10にするというものでのせたものでございます。

続きまして、1ページの第10条の2でございます。これは、先ほどの要点の部分で説明いたしました下水道除害施設の部分です。具体的には公共下水道を使用する者が設置した除害施設ということで、これにつきましては課税標準の部分の4分の3にするというものでございます。国で定めておりますのは、4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の中で決めなさいということでございます。参酌は参考という意味でございますので、古平町としましてはちょうど標準というか、参酌する部分の4分の3を使用したいと思っております。

第2項の部分で、これは特定都市河川浸水被害対策法によって対策工事をする場合に設置された雨水貯留浸透施設に対する軽減措置でございます。これは、地方税法によりまして3分の2を参酌して2分の2以上6分の5以下の中で決定しなさいということなので、これも町において参酌する標準といえますか、3分の2をのせたものでございます。

続きまして、2ページです。第10条の3、前のページで除害施設の部分で1条加わりましたので、これが下がって10条の3にしたわけでございます。

7項、8項につきましては、改正前と改正後で9項から8項、10項は9項にするというもので、これにつきましては昨年の地方税法施行規則で1項ずつ繰り上がってございますので、自動的にここを直させていただきました。

続きまして、附則の第11条です。これからずっと、24年の評価替えということで、それに関連したものが続いてまいります。第11条につきましては、21年度から23年度というのを3年間ずらして、年度更新ということで24年度から26年度ということでのせております。

11条の(6)というところ、第6号でございますが、これは引用する項が1項ずつ繰り上がったもので、自動的に項を直させていただいております。

2ページの最後の部分、第11条の2、これにつきましても評価替えによって年度を変えたということで、3ページに移っていただきまして、年度を変えたということでございます。

次に、3ページ中段、第12条でございます。年度を変えてございます。

ここで注目していただきたいところは、4ページ、改正前のほうです。右側の4、住宅用地のうちという部分がございます。ここにうたっているのが住宅用地の据え置き特例というものでございまして、負担水準というものはちょっとあれですけれども、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどのぐらいまで達しているかということで70%、80%とかというものでございます。負担水準が0.8、80%以上のものについては措置する内容がございましたが、これを廃止するというので、第4項を改正後はすっぱり抜くものでございます。これにつきましては経過措置でございます。いきなりというのも負担が多いということで、ことしと来年、24年度、25年度に限り、0.8、80%とい

うのを0.9、90%に読みかえまして経過措置をつくったわけでございます。これについては、議案のほうに書いておりますが、議案の附則第3条第4項のほうにうたっております。

続けます。上がって済みません。3ページ、第2項の部分で、この部分で住宅用地又は商業地域等と入れていた部分の住宅用地は廃止になるということで、文言を取っております。

そして、4ページ、改正後の3、4、5につきましては、年度の更新ということでございます。

めくっていただきまして、5ページでございます。第13条、この部分につきましても年度更新ということで数字を変えてございます。

続きまして、第15条、この部分につきましては年度の更新というのと引用されています項が繰り上がったことによりまして第6項というのを第5項にしたり、そういうものでございます。

6ページに移ります。6ページ中段、第21条の2でございます。これは、新規に設けてございます。3月31日に地方税法が改正されまして、その規定が追加になったということで、ここにうたっておりますのが(1)の2行目に書いています特定移行一般社団法人等、等というのは社団法人と財団法人のことだそうです、につきまして固定資産性の非課税の部分に適用する場合に次のような書類を出さなければならないという規定でございます。その部分をここに入れてございます。

めくっていただきまして、7ページでございます。第22条の2ということで、これも東日本大震災関係で、被災居住用財産の敷地の譲渡期限につきまして延長してございます。3年であったものを7年にしたというものでございます。その関係の追加でございます。

ページ移って8ページでございます。第23条、これも東日本大震災関係で、住宅借入金、住宅ローンですね、の特別税額控除の適用期間に関する特例について書いているものでございますが、これにつきましても税法の改正に基づきまして織り込んだものでございます。

議案のほうで説明したい部分がございますので、議案の24ページをお開きください。先ほど申した土地の部分に係る据え置き特例の部分で経過措置を持つということについては、24ページ、第3条、固定資産税に関する経過措置の部分でうたっております。第3条の数字でいいますと4です。第4項、表のあるところの部分でございます。ここでうたっておりますのが24、25については0.8だったのを0.9にして、80%を90%と見て固定資産税をかけていきなさいよということの部分をごの附則でうたっております。

以上、提案理由の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） ここで聞いていいのかわかりませんが、今回固定資産の評価替えの年ということで、固定資産税のことでちょっとお聞きしたいと思うのですが、今年度の納付期間は5月から固定資産税の納付期間が始まりますけれども、古平の場合土地の価格は多分一般的に見てかなり下がっているのだらうとは思いますが、その割には固定資産税は10%ぐらいは上がっているのかなという感じするのですが、上がるというのは評価替えしたときに国の掛け率とかが変わってきているのか、私たちの目から見れば古平の土地自体は評価は下がっているのだらうと思うのに固定資産税は上がっているというのは何か掛け率とかが上がっ

たとか、そういうことあるのでしょうか。

○**財政課長（三浦史洋君）** ただいまのご質問でありますけれども、いろいろな要素がかみ合っていると。一番大きな部分は、先ほど言った負担調整措置の部分で、先ほどは80%とか90%と言っておりましたけれども、それがもっと低い金額の場合には上のほうに上がるようにするようになり、なるべく評価額、課税標準額のほうに近くなるようにするようになっていますので、上がるケースはあると思っております。ただ、ことしの評価替えは3年前の路線価と比べましたら、ざっくり計算したもので8.何%路線価が下がるということです。だから、そういう面では固定資産税は下がっているとは思っております。ただ、上がるというのは1件1件どこのケースでというので調べてお答えするのだとできますけれども、全体の考え方はそんな感じでございます。

○**6番（高野俊和君）** 特に国とかの考え方とか、そういうののの違いで上がるということではないということ、例えば震災があったから額が上がるとか、そういうこととは関係ないということ、そういう考えでいいですかね。

○**財政課長（三浦史洋君）** 震災があった影響があるという部分ではありません。

○**4番（本間鉄男君）** ちょっと聞いていてもわからない部分があるので、お伺いしたいのですが、例えば10分の8から10分の9ということは、基本的にこの2年間でしたか、それは結果的に古平の評価を今まで0.8なら0.8で見たものを0.9で見ていくよということ、ことし出る路線価ありますよね、それを今まで例えば0.8掛けていたものを0.9にするのであれば、実質的に路線価が下がっているから大した変わっていない場合もあるわけですよね、逆に言うと。1つ、そういう考え方でよろしいのか。

それと、商業地域、住宅地域とありますが、古平町もたしか商業地と、それでもって建ぺい率だとか変わっていますよね、そういう中で商業地域、住宅地域に関して大体10分の6だとかということになっておりますけれども、この辺はどういうふうに変化が出てくるのか、ちょっとその辺お伺いしたい。

○**財政課長（三浦史洋君）** 第1点目につきましては……済みません、第2点目から説明します。

商業地等の分とかというご質問でございますが、先ほど申しました住宅用地につきましては家が建っている部分でございます。それは、そもそも課税標準額、評価ですか、評価の土地の価格の6分の1にしたり、100万円だったらその6分の1の金額というような形で優位というのかな、安くなっております。ご質問の商業用地につきましては、土地の価格を70%に引き下げて負担していただいております。

○**4番（本間鉄男君）** 今70%という数字が出てきたのですけれども、今までの条例見ると10分の8と10分の6ということできて、それが24年からその率をそのまま0.8を0.9にするだとかという、そういう話なのだけれども、70という数字今出てきたのはどういうところから出てきた数字ですか。

○**財政課長（三浦史洋君）** 今ご質問の商業地で、ここで言われているのは10分の6ですので60%です。負担水準が60%以上70%の部分については、前の税の負担、前年度どおりですよということでございます。60%以上70%までということでございます。商業地、土地の価格が100としましたら、60から70については税額は据え置きますよということでございます。

○8番（真貝政昭君） 最初のほうの下水道関係の説明があったのですけれども、古平町の事例として具体的にこういう対象物があるのかどうかということと、それから実際にあるとすれば、どうい影響というか、負担の増か減かということなのですからけれども、警戒するのは、減はいいのだけれども、増になった場合の被害というか、そういうふうになりますけれども、そういうのがあるのかどうか、もう少し具体的に説明お願いできませんか。

○財政課長（三浦史洋君） 町内の下水道関係の除害施設で該当になっているものはございません。と申しますのは、当然除害施設はあって、公共下水道を使用するものということですので、除害施設を通して下水道に流すということがあり得る場合にそれを適用するということになりますので、該当はございません。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、古平の場合で考えれば、水産加工会社の排水を除害施設を設置して公共下水道へつなぐという場合が想定されますよね、それができた場合は負担増になるということですか。もう少し具体的に説明を、町内でそういう対象の物件はないということなのですからけれども、もう少し具体的に説明してください。

それと、固定資産税の関係でいろいろと説明されていますけれども、具体的に町民で負担増ということが出てくるでしょう、それ具体的にどの程度のものなのか説明していただけますか。今まで土地、建物について規模によって優遇措置がされてきましたよね、それが変わって負担増になるのか、その対象件数とか増となる方だとか、そういうものを具体的に説明してくれませんか。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問の第1点目、除害施設の部分でございますが、仮に公共下水道につないでもよいということになりまして、仮の話でございます、という場合についてはこの軽減率で、課税標準100としましたら、その4分の3ですと75というような数字で見ると、減税になると思います。思いますというか、減税になります。

第2点目のご質問でございますが、具体的に住宅用地についてどのような影響があるかということでございます。土地について課税しているのが全体として古平町は1,500前後だと思っておりますが、そのうち28名の方につきまして全体金額で1万6,600円ふえるわけでございます。全体で28人で1万6,600円でございます。そのうち数千円単位でふえる人が2人、これは免税点というものがああります。土地の課税標準額が30万円以下の場合には税金をかけないという制度でございますが、免税点以下だった部分が住宅用地の特例を使いましてちょっと上がったと、ちょっと超えたということでの、全額ぴったり言えばまずいので、4,000円ぐらいと2,000円台の方ということです。あとほかの方は、500円とか400円とか100円とか300円とかの増額、年間です。年税額がふえてございます。28人で合計1万6,600円の影響が出てございます。

○8番（真貝政昭君） 公共下水道の件については設置した場合は従来よりは減税になるという内容のものだということと、それから固定資産税については増になる方が、確定数であるかどうかわからないけれども、28名の方で合計額は幾らという、そういう説明ですか。

○財政課長（三浦史洋君） そのとおりでございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第19号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて〔古平町税条例の一部を改正する条例案〕を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時07分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第20号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第20号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案〕を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、ただいま上程されました議案第20号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本件につきましても、3月31日公布の地方税法関係の改正ということで、それに基づく都市計画税条例の改正でございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったということで、ここで報告いたしまして、承認を求めますのでございます。

記としまして、専決処分（第3号）、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

先ほど説明しました説明資料をお開きください。説明資料9ページでございます。ここで改正は附則の部分でございます。附則の1項、2項から始まりまして、評価替えによりまして年度を更新したものでございます。それと、先ほどの条例のときに説明いたしました住宅用地につきましても廃止ということで、改正前はのっていた部分を改正後は廃止ということで削除するというものでございます。これにつきましても、経過措置ということで24年度、25年度につきまして0.8は0.9という取り扱いの部分は改正条例の附則の部分でうたっております。

以上、簡単ではございますけれども、提案理由のご説明をいたしました。よろしくご審議の上、

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第20号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案〕を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第21号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第21号 平成24年度町道清丘1号線道路改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました議案第21号 平成24年度町道清丘1号線道路改築工事請負契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本工事の請負契約の締結に当たりましては、地方自治法第96条第1項第5号及び町の条例でございます議会の議決に付すべき契約に関する条例がございます。この規定によりまして議会の議決を経なければならないものであるということから、本日提案したものでございます。

議決をいただく契約内容につきましてご説明申し上げます。1、工事名、平成24年度町道清丘1号線道路改築工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。3、契約金額、7,521万1,500円でございます。4、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字浜町787番地の3、株式会社小田嶋組代表取締役社長、小田嶋嘉幸。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（鶴谷啓一君） この道路改良工事なのですけれども、予算の中では9,000万ほどあったと思うのです。それで、落札率が95.5%ということだから、予算額よりかなり少ないと思うのです。それと、これには出ていないのですけれども、小学校通線道路改良工事、これも予算のほうでは約7,000万ぐらいあったのではないかなと思ったのです。この理由はということなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） まず、清丘1号線の予算、予算説明資料で9,120万と説明をいたしました。それが結果として税込み7,521万1,500円、執行率が約95%程度ということで、この工事の中でまだ発注していないものがございます。具体的に申し上げますと、あそこの入口の左側に石

碑がございます。100周年記念の協賛で設置したというふうに書かれています。その移設分がまだこの工事の契約内容に入っていないので、別発注という形で考えてございます。そういった事情、予算は予算でございますので、そういった乖離もございます。

それから、小学校通線、今回の議決とは関係ない質問でございますが、ありますので、重ねていたします。小学校通線につきましては、役場の下から終わりまで、それから学校の生徒玄関のつながりまでというルートでやる予定でございますが、社会資本交付金の補助金の減額がありまして、工事費を少し見合わすといえますか、もう少しその交付金の動きを見ながら、もし追加があれば追加発注、あるいは追加がなければ翌年度回しと、そういった財政上の理由から小学校通線につきましては歩道部分の契約を除いてございます。そういったことで今契約金額が低くなっているということでございます。

○8番（真貝政昭君） 最低価格の設定を古平町していましたよね、何%でしたか。

○建設水道課長（本間好晴君） 古平町が定めております最低制限価格制度の事務取扱要領というものがございます。それに基づきまして算出してございます。その算出の方法でございますけれども、直接工事費の額に10分の9.5を掛けた額、それから共通仮設費の額に10分の9を乗じた額、それから現場管理費の額に10分の8.5を掛けた額、それから一般管理費の額に10分の6.5を乗じた額、そういった基準がございます。それで得た額が10分の9を下回れば10分の9とするとか、そういった基準に基づきまして算出をしてございますので、一概に単純に0.9掛けたとか0.8掛けたとかという仕組みではございません。

○8番（真貝政昭君） それぞれの項目で今説明あったのですけれども、もっと大ざっぱに工事規模によって10分の8だとか8.5だとか、そういう基準ではなかったでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） このルールは変わってございません。今言った係数変えた経過はございますが、考え方は変わってございません。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 平成24年度町道清丘1号線道路改築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第22号 平成24年度旧古平小学校解体工事（校舎）請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（山本耕弘君） ただいま上程されました議案第22号 平成24年度旧古平小学校解体工事（校舎）請負契約の締結について提案の理由を説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づきまして提案をいたします。

平成24年度旧古平小学校解体工事（校舎）請負契約については、次のとおり契約を締結するものとする。

1といたしまして、工事名、平成24年度旧古平小学校解体工事（校舎）。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、6,804万円。4、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

工期につきましては、契約日より24年9月30日まででございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 小学校の解体工事全体で予算が1億3,000万弱、1億2,900万ほどだったと思うのですが、今回6,800万ほど出ておりますけれども、こっちのほう見ますとそのほかにも小田嶋組の落札で3,800万ほどありますので、トータルすれば1億1,000万弱で大体予算額になるのだと思いますけれども、これは解体を分けてやるということですか、部分を分けて解体をするという、期日をずらして分けてやるということなのでしょうか、それとも部分というか、例えば体育館なら体育館に分けて工事を請け負わすということになるのでしょうか、その辺ちょっと説明お願いしたいと思います。

○土木係長（関口央昌君） 私のほうから説明させていただきます。

今分けたのは、これで校舎部分、残り小田嶋さんでとったほうが屋内運動場とも幼稚園あったほうとに分けて発注しております。工期的に結構厳しいものがありますので、両方とも運動広場のほうの工事とかもありますので、工期的に厳しいものですから、2社ということであれば早目に工事終わらせたいということで2つに分けてやっております。

○6番（高野俊和君） そうしたら、その分けた部分を両方の業者が並行してやるということですか、工事を。

○土木係長（関口央昌君） そのとおりです。両方並行して同時に行います。

○6番（高野俊和君） 並行して業者が同じぐらいの日数で終わるといふ、そういう日程を町のほうでつくっているわけだと思ふのですけれども、それトータルでどのぐらいかかるのでしょうか。

○土木係長（関口央昌君） 同時期に始めて、一応9月いっぱいまでの工期になっていますので、その時期に終わると考えております。

○4番（本間鉄男君） 校舎とこの締結に絡まない幼稚園、体育館なのですからけれども、実際に校舎と漠然と言いますけれども、例えば教職員室、それから渡り廊下で幼稚園というふうになったり、例えば体育館と校舎ちょっと重なる部分が多少あるのかなと、そういう部分に関してはどの辺で線引きしてこれ入札するのですか。例えば小学校の職員室、あの辺の境でばさっと切って入札かけたのか、その辺ちょっとわかるのであればお伺いしたいのですが。

○建設水道課長（本間好晴君） 区切った図面ございますので、それをお配りしたいと思いますので。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時27分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、答弁お願いいたします。

○建設水道課長（本間好晴君） お配りしました平面図でございます。この図面によりますと、ちょっと小さいのですが、工区分けと書いてある点線に近い、真ん中に池というところもありますし、その辺かぎの手になった線がございますが、これで工区分けをしてございます。この線の右上のほうは校舎の解体、それから左下になる部分が園舎とか体育館、そういう部分はその部分の解体業者、そういうふうによりて工区分けをしてございます。

○4番（本間鉄男君） 工事が一応9月いっぱいということなのですからけれども、今新しい校舎に生徒が入って授業しておりますよね。そういう中で、例えばこの解体工事行いながら騒音だとか粉じん、その辺はどのように対応できるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○土木係長（関口央昌君） 騒音については、ある程度出るとは思います。目の前で解体やっているので、それはしょうがないのかなとは思いますが。粉じんに対しては、一応水まきながらやりますので、それでも多少は出るとは思うのですけれども、囲いは周り全部しますので、それで十分だとはちょっと言えないとは思いますが、対処はいたします。

○4番（本間鉄男君） 教室が全部校舎の解体側、距離的にも意外と近いというようなことで、その辺で授業中、特に子供たちが騒音を気にしながら授業に身が入らないという、そういう部分が起きるのかなと。だから、ある程度の主体な部分は夏休みあたり集中的にできるような、そういう解体の仕方、工期は9月30日ですからけれども、大体皆さん工期は長くなって、早く終われるというのが基本的な部分だと思ふので、その辺やはり考慮してやっていかないと、今一生懸命子供たちが授業

に、学力向上というか、そういうことをやってきているので、その辺考えて進めていただきたいなと、そのように思いますけれども。

○土木係長（関口央昌君） わかりました。小学校のほうとも一応打ち合わせして、工事のほうの工期的なものもありますので、その辺対処できるように十分考慮しながらやりたいとは思っています。

以上です。

○8番（真貝政昭君） 課長、建設土木の入札の最低制限決める場合の掛け率、先ほど説明してもらいましたが、工事の大ざっぱなとらえ方として、先ほど言った直接工事費、仮設費、現場管理費、一般管理費、この4つに分けられて積算されているということでしょうか。

それと、今回の解体工事の議案第22号なのですが、入札落札率でなくて予定価格から見た最低制限価格の率は何%でしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 前段のご質問につきましては、真貝議員のとおりでございます。

それから、後段の落札率という……

（「いや、最低制限価格の率」と呼ぶ者あり）

○建設水道課長（本間好晴君） 解体のほうですね。

（「この議案です」と呼ぶ者あり）

○建設水道課長（本間好晴君） 2点目のご質問の最低制限価格の割合は、予定価格の90%でございます。

○8番（真貝政昭君） 最低制限価格の設定の仕方なのですが、事務取扱要領に基づいてやっているということだったのですが、ほかの町村も同じ率で設定しているのでしょうか。もしそうだとすれば、この議案第22号以外の報告されている入札の結果見ますとほとんどが最低制限価格の率が予定価格の90%に設定されることになるのですが、どうなのでしょう、ほかの町村と比べて。

○建設水道課長（本間好晴君） 古平町のこの基準は、北海道の基準を準用してございます。他市町村はどうかということですが、他市町村は道に準じているものとそうでないものとがございます。

○8番（真貝政昭君） 町長、この議案について今審議されたのですが、先ほど承認された件についてもこれから審議する議案第23号についても、それから議案のない件についても、設計を除いてほとんど95%の落札率で結果が出ているのです。これは町は関係していないにしても、業界側はちょっと疑われる数字ではあるのです。これは公正な競争が本当に行われているかどうかという点で疑問を持たれている結果なので、これを業界にちょっと考えてもらったほうがいいのではないかと、やっぱり数字が世間に公表されますから、幾ら疑いの目を持っていないにしてもちょっと疑問を感じるような数字の羅列になりましたので、これはちょっと考え物だなというふうには思うのですが、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 私としては、業界でそういう打ち合わせをしながらみたいことがあるとは決して思っておりません。ただ、今回の場合は偶然の一致かなというふうには思いますけれども、そういうことのないように再度そういうふうな要請をしまいたいというふうには思っております。

○7番（木村輔宏君） 入札の金額とかそういうのは別といたしまして、工程的にまず学校を解体しますよと、その次にグラウンド整備をしますよと、ここに業者さんいますけれども、その後にグラウンドの上の、想像ですけども、それやりますよという、その工程というのは多分変わってくると思うのです。同じときに5月1日に入札をしていますよね、とすれば、その工程はどういうふうになるのですかということをもまず1つ聞きたいのですけれども。

もう一つは、最近非常に騒がれている問題なのですけれども、一気にグラウンドの解体やるわけですけども、今国会というよりもいろんなところで話し合いがされていますように、子供さんの歩く場所、歩道、それをきちっと明記しなさいということになっているわけですけども、なっているというよりそういう方向に今向かっていますよね。としたときに、これだけの工事をするのにそういうところをどういう過程でもって歩かせるのか。それから、もう一つは、ダンプとかそういうものはどこを通るのかと、今度は明示したほうがいいと思うのですけれども、どうなのでしょう

か。

○土木係長（関口央昌君） 工程のほうに関しましては、すべて一緒に、前準備だとかもありまして、全部かかわってくる工事になりますものですから、全部一緒に発注しております。

2点目のダンプ、トラックだとか、小学生は今串味みやのほうから歩いておりますけれども、ダンプとかに関しては本陣側と小学校の前のこちらの小学校通線のほうを今輸送というか運搬の経路に指定しております。だから、一応小学生とは時間帯もその辺は分けてやろうとは思っておりますけれども、なるべく小学生とはかち合わないような形で考えてやろうとは思っております。

以上です。

（「答え出ていない。2回目になるから、答え出ていないから、どうします」と
呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ちゃんと答えていませんよ。

（「休憩してしゃべっていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） では、暫時休憩。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○土木係長（関口央昌君） まだそこまで考えていなかったのですけれども、その辺に関しても委員会だとか小学校のほうとも打ち合わせして、なるべく安全に通学、下校できるような形で何か対策とりたいなどは考えます。こんなものでよろしいでしょうか。

○7番（木村輔宏君） それは、対策を考えるのでなくて、やらなかったら、今の時代これだけ今事故が起きているのだから、考えるのではなくて、そういうふうにしますよ、例えば最低でもここを歩くように線を引きますよとかとやらなかったら、まして、これは私わからないけれども、もっとはっきり言えば古平のダンプだとか、そういう数では成り立たないと思うのです。とすれば、旅か

らの業者とか連れてきたらなおその辺が、道路上にはわからない部分もあると思うので、これ考えますでなくてやらなくてはいけないのではないかと思いますけれども。

○教育次長（山本耕弘君） 4月には学校のほうから、今の仮道路、みやさんから来るところ、そして一番奥地の高井さんに行く道路、これをふるい分けして、気をつけてくださいということで周知しているのと、それから4月の末にも教育委員会で町内回覧しております。今子供さん方は、親御さん朝学校に連れてくるときには役場の駐車場まで来て、役場の駐車場でおろして、そしてみやさんのところを通ると、そして一般の車とかにつきましては一番奥の高井さんのところを今通っております、子供たちはみやさんの通りのところを登下校通ってもらおうと、そういう形の中で今やっております、あと学校のほうとも今いろいろ話をしておりまして、工事の方ともこれから打ち合わせをして、より安全な対策を講じていきたいと思っております。また、必要であれば回覧等もまた何回か周知したり、そういう形も今考えております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 平成24年度旧古平小学校解体工事（校舎）請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第23号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第23号 平成24年度市街地東部（多目的運動広場）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（山本耕弘君） ただいま上程されました議案第23号 平成24年度市街地東部（多目的運動広場）整備工事請負契約の締結について提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づきまして提案をいたします。

平成24年度市街地東部（多目的運動広場）整備工事請負契約については、次のとおり契約を締結するものとする。

記といたしまして、1、工事名、平成24年度市街地東部（多目的運動広場）整備工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、1億1,550万円。4、契約の相手方、住所、古

平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

工期につきましては、契約日より25年1月31日までとなっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 先ほどの町長答弁の続きなのですが、業界側は公正に競争しているという認識でいらっしゃるということになります。それで、予定価格と落札率の奇妙なほどに一致する点なのですが、公正に競争しているとすれば、業界側はかなりの精度で予定価格をつかんでいるというふうに見たほうがいいと思うのです。それで、現在古平町は予定価格の入札後の事後公表をして入札の公正、公明さを図っているのですが、ここまで精度が高まりますと次の一手として公正な競争をさらに追求するのであったら、予定価格の事前公表という点も方法として考えられるのですが、ほかの自治体の取り組みを含めて、この点どのようにお考えでしょうか。

○町長（本間順司君） 私もほとんど毎日建設新聞を見ておまして、各自治体によっては事前公表をやったり事後公表をしたりということがございます。どの方法が一番いいのか、まだ暗中模索でございますけれども、なるべく公正を確保できるように、どんな方法が一番いいのか、これからまた検討してまいりたいというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 古平を含めて、ほかの近隣の自治体も最低価格の場合は従来は、以前は7割という数字が出まして、私が議会に参画してからずっとそういう数字が続いてきたのですが、今になって随分高どまりの状況で最低価格が設定されるようになったと。業界にしても、それから働く労働者にとっても悪いことではありません。自治体側の出費するほうからすれば、ちょっと高どまりはどうなのかなという推移ではありますけれども、業界側あるいは労働者側にとっては極めて喜ばしい数字なのです。今回みたいに95あるいは100%に近いような数字が維持されれば、先ほど説明がありましたように大体工事費の2割が労務費だというふうに言われていますから、崩れに崩れている労務費のあり方として、やっぱり一定ルールを各自治体とも模索するべきではないか。札幌市は独自に今条例化に向けてやっているようですけれども、この近隣においても労働者の生活ということを考えて、自治体間で具体的に話し合いの糸口を見つけていくべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 多分真貝議員おっしゃるのは公契約条例のことだと思います。私も北後志管内、小樽も含めてですが、そういう話を出したこともございますけれども、まだそういう機運にはなっていないというのが現状でございます。落札価格、落札率が上がったというのは、国の事業、道の事業の過当競争が激しかったということで、かなり落札率が低下した、そういうことで業者側もかなり苦勞したという経緯がございます、業者側のほうからそういうものをもう見直ししてもらいたいというようなことで国や道に要請があったのが事実でございます、最低制限価格の率も上げるような経過が現在まで続いていたということでございまして、道でも最低制限価格の率を上げるような形でまいりましたので、我々もそれに見習って、道の基準に従うように作り

直したということがございますので、自治体負担としては議員おっしゃるとおり税金を投入するわけですから、大変だなと思いますけれども、働く方にとってはいい傾向ではないかなというふうには思っております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 平成24年度市街地東部（多目的運動広場）整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第2回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時52分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員